

第三十六号

徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正について

徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県民環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百七十五の項から百八十の項までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表の百八十一の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第九条第一項」を「第二十七条第二項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第二種フロン類充填回収業者」に改め、同表の百八十二の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十二条第一項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第二種フロン類充填回収業者」に改め、同表中百九十九の項を二百一の項とし、百九十六の項から百九十八の項までを二項ずつ繰り下げ、百九十五の項を百九十七の項とし、同項の前に次のように加える。

百九十六 土壤汚染対策法第三十二条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	二万四千八百円
--	---------

別表第一中百九十四の項を百九十五の項とし、百九十三の項を百九十四の項とし、同表の百九十二の項中「(平成十四年法律第五十三号)」を削り、同項を同表の百九十三の項とし、同表の百九十一の項の次に次のように加える。

百九十二 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	三万九百円
---	-------

別表第二中「百九十五の項及び百九十六の項」を「百九十七の項及び百九十八の項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の百八十一の項及び百八十二の項の改正規定は特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行の日から、同表の百七十五の項から百八十の項までの改正規定は同年五月二十九日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により土壌汚染対策法の一部が改正されたことに伴い、土壌汚染状況調査等を行う指定調査機関の指定及び指定の更新の申請に対する審査に係る手数料を定めるとともに、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部が改正され、フロン類の充填を業として行う者の登録制度が導入されたことに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。